

秋田市告示257号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和7年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人北杜	認知症対応 型通所介護 あさの杜	秋田市中通五丁目 8番15号	令和7年8月31日	認知症対応 型通所介護
有限会社 ライフイ ン国見ノ 里	あゆみの里 居宅介護支 援事業所	秋田市豊岩小山字 前田表150番地	令和7年8月31日	居宅介護支 援